

(お知らせ)

7号機設備故障に伴う衛星電話の一部使用不能による  
運転上の制限の逸脱について（公表区分Ⅱ）

2025年1月27日

東京電力ホールディングス株式会社

柏崎刈羽原子力発電所

2025年1月27日午前10時40分頃、5号機の緊急時対策所に設置している衛星電話設備（常設）の増設工事を実施していた際、衛星電話端末1台に異常を知らせるランプ表示が点灯していることを確認しました。

その後、取扱説明書に記載されているリセット操作を実施したところ、異常を示すランプは消灯し、正常な表示となりました。

ランプ表示は正常であるものの、当該衛星電話端末で電波の受信表示が出なかったため、予備アンテナに接続したところ、電波の受信表示が出たことから、本設アンテナに不具合があることがわかりました。

そのため、午後3時49分に7号機原子炉施設の保安規定に定める運転上の制限\*から逸脱したと判断しました。

また、保安規定で要求される措置として、他の通信手段が使用可能であることを午後3時55分に確認しました。

今後、当該アンテナの不具合の原因について調査いたします。

なお、本設備は通信設備であるため、使用済燃料プール、原子炉の冷却には影響ありません。

\*保安規定では、安全機能を確保するために必要な機器の台数を「運転上の制限」として定めており、衛星電話設備（常設）は、合計5台が動作可能であることとしている。

以上